2020 年６月９日

６月からの四国会の会務について（当面の間）

日本公認会計士協会
四国会

四国会では、新型コロナウイルス感染症の拡大に伴う緊急事態宣言を踏まえ、感染防止に向けて５月 31 日（日）まで期限を延長し一連の施策を実施してきたところですが、緊急事態宣言が全面解除されるなど状況は改善の方向に向かいつつあります。

６月からは、可能な範囲において平時の会務の水準に戻すこととしますが、新しい生活様式に向けてのスムーズな移行を視野に、感染防止の施策もあわせて行うこととします。ご理解とご協力をお願いいたします。

なお、今後の感染状況に応じ概ね１カ月単位で（必要な場合においてはその都度）見直すことを想定しております。

主な施策

5 月 31 日までの対応	6 月からの対応（当面の間）
1. 部会・委員会の原則延期	・部会・委員会は、オンラインで行う等の感染防止策を実施の上で開催する。原則として、20 人かつ会場定員の 1／3 を最大とする。 ※「新型コロナウィルス対応下の委員会開催ガイドライン」参照
2. 研修会・イベント開催の抑制	・研修会・イベントについては、各自治体が発表する要請等に従い、感染防止策を実施した上で開催する。可能であればリモート参加できるような方法も実施する。 ※「新型コロナウィルス対応下の CPE 研修会実施ガイドライン」参照
3. 外部大規模イベント参加の原則禁止	・外部大規模イベントへの業務上の参加は、原則禁止とする。
4. 国内外の出張・旅行及び移動の自粛（プライベートも含む）	・海外出張・国内出張は、地域の感染状況に注意し、不急の場合は見合わせる。 ・プライベートな海外旅行は自粛する。国内旅行については、地域の感染状況に応じて判断する。
5. スタッフの在宅勤務の原則実施	・在宅で円滑に業務が遂行できる場合には、在宅勤務を実施する。出勤する場合には、シフト勤務を活用するほか、会議室で業務を行う等、三密を避ける。
6. 四国会への相談、問い合せ及び書類の提出等についての対応	・メール、電話、郵送での対応を基本とする。 【そのため、来会を極力避けていただけますようお願いいたします】

以　上

2020年６月９日

本部ガイドライン

新型コロナウイルス対応下の委員会開催ガイドライン

協会が2020年５月８日付で公表した「新型コロナウイルスに係る施策の実施期限の再延長について」では、委員会の開催を５月31日（日）まで原則延期としていましたが、６月からは、オンラインで行う等の感染防止策を実施の上で再開することとします。　本ガイドラインは、新型コロナウイルス対応下における委員会開催のための参考事項として提示するものです。

１．参加者への依頼

① オンラインでの参加を原則とする（特に、本部で開催する委員会で首都圏以外からの参加者や、地域会で開催する委員会で県境を跨ぐ移動が発生するような参加者はオンライン参加を原則とする。）。
② 会議室での参加時にはマスクを着用する。
③ 発熱・咳・倦怠感・息苦しさのある場合は、会議室での参加を禁止する。
④ 参加者間の対面での名刺交換は行わない。

２．三密の回避

① 密閉空間
換気に十分留意する。
② 密集場所参加者を必要最小限の範囲に限定する。原則として、20人かつ会場定員の１／
３を最大とする。
③ 密接場面　会議室では近距離や対面で座らないようにする（対面での着席は避け、可能な限り対角に配置する、横並びとするなど工夫する。その場合でも最低１メートル距離を確保するなどの対策を検討する。）。
喫煙を含め、休憩・休息をとる場合には、できる限り２メートルを目安に距離を確保するよう努める。

３．その他

① 開催時間は、公共交通機関のラッシュ時の時間帯を避けるようにする。
② 資料はオンライン配信を原則とし、会場で配付する場合には他の参加者と共有しない。
③ 懇親会・会食は、控える。
④ オンラインでの参加者への旅費支払いは行わない（必要経費が発生した場合は負担する。）。

以　上

2020年５月26日

新型コロナウイルス対応下のCPE研修会実施ガイドライン

継続的専門研修制度担当
常務理事　兼 山　嘉 人

緊急事態宣言が全面的に解除されたことに伴い、今後、各地域会は所在する各自治体が発表する要請等に従い、各地域会の判断により地域会主催研修会を開催することができるが、可能な限り、テレビ会議システム（MS Teams等）を利用しリモート参加を促すこととする。

本ガイドラインは、準備のための参考事項として提示するものである。

1.　参加者への依頼

①　来場時・受講時にマスク着用。
②　発熱・咳・倦怠感・息苦しさのある会員の来場禁止。
③　可能であれば、入口で赤外線式体温計による検温。

2.　三密の回避

①　密閉空間）　１時間ごとに換気をする。可能ならば開放する。
②　密集場所）　参加人数を制限する（例えば会場の定員の１／３）。
③　密接場面）　講師と受講者の間隔を確保する（3m程度）。講師はマスク着用。
受講者同志の間隔はできる限り開ける（最低１席は空ける）。

3.　会場の衛生管理

①　受付にアルコール消毒液を設置。
②　受付担当者のマスク着用。
③　ドアノブ、マイク等の消毒、エアータオルの休止。
④　会場の換気に注意を払う。

4.　その他

①　案内時に、状況の変化に応じて中止する可能性があることを明記する。
②　万一のために、来場者の連絡先を記録しておく。
③　講師がマスクを着用して話し続けるのは相当負担があるので、事前に了解を得る。
④　講師への質問は、書面やメールによる方法が望ましい。
⑤　リモート参加の場合は、参加確認を適切に行う。
⑥　入退場時、休憩時の三密を避ける工夫をする（時間に余裕を持たせる等）。

以　上